

## 緊急地震速報の緊急的な改善策の実施について

令和 2 年 7 月 30 日に、関東・伊豆諸島・東海・東北・甲信・北陸地方に対して発表した緊急地震速報（警報）の問題に対処するため、緊急的な改善策を講じます。

7 月 30 日 9 時 36 分頃に鳥島近海を震源とするマグニチュード 5.8（地震情報で発表した値）の地震が発生し、同日 9 時 38 分に東京都、千葉県、静岡県、神奈川県、茨城県、埼玉県、山梨県、長野県、栃木県、群馬県、愛知県、岐阜県、福島県、三重県、新潟県に対し緊急地震速報（警報）を発表しました。しかし、この地震では震度 1 以上は観測されませんでした。

震度を過大に予測した原因は、本来の震源とは異なる房総半島南方沖に震源を推定し、そこから 800 km 以上離れた小笠原諸島の母島観測点で観測されたデータを用いたことにより、地震の規模をマグニチュード 7.3 と過大に推定したためです。

この対策として、マグニチュードの算出には、震源からの距離が 700km 以下のものを使用するよう改善します。

予定) 8 月中 本改善策の適用（ソフトウェア改修と試験開始）  
9 月上旬 運用開始（運用開始日はあらためてお知らせします）

なお、気象庁では、今回の事案を受け、より確度の高い震源やマグニチュードを推定するため、今後、多種類の地震観測データを統合的に自動処理する手法の高度化に取り組んで参ります。

### 問合せ先

気象庁 地震火山部 地震津波監視課 下山・吉川  
電話 03-3212-8341 内線 4559・4550、FAX03-3215-2963  
地震予知情報課 岡本・森本  
電話 03-3212-8341 内線 4719・4569、FAX03-3212-2807